

建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等 技術的検討のための専門家会議の報告書を公表 厚生労働省



厚生労働省は平成 25 年 8 月から 4 回にわたって行われた「建築物の解体等における石綿ばく露防止対策等技術的検討のための専門家会議」の報告書を公表しました。報告書の主なポイントは、下記のとおりです。

1. 吹付けられた石綿等の除去作業時の措置の充実

- (1) 作業開始直後の集じん・排気装置の排気口の漏えいの確認。
- (2) 前室における洗身設備、更衣設備の併設及び負圧状態の点検を行うこと。
- (3) その他、作業開始前の隔離養生の確認や隔離解除時の粉じん処理の確認など。

2. 石綿等が使用されている建築物内での石綿の管理等の充実

石綿を含有する保温材、耐火被覆材等が損傷等している場合の当該建材の除去、封じ込め又は囲い込みを行わせること。併せて、保温材等の封じ込め又は囲い込み作業について、届出等の対象とすること。

3. 石綿等が吹き付けられた建築物等の業務等に係る措置

- (1) 建築物等内の吹き付けられた石綿等についての定期的な点検を行うこと。
- (2) 臨時に他所の建築物内に労働者を派遣する場合でも、当該建築物等の所有者に石綿の使用状況を確認すること。
- (3) 行政は建築物等の所有者に対し、臨時に当該建築物等に入る業務を発注する場合は、当該建築物等の石綿の使用状況及び損傷、劣化等の状況を受注者に通知するよう協力を求めること。

弊社では、(公社)日本作業環境測定協会の「空気中の石綿計数分析に関するクロスチェック事業」及び「建材製品中の石綿含有率測定クロスチェック」において、最も難易度の高い A ランクを取得しております。ご不明な点がございましたら、お問い合わせください。

資料 2014 年 2 月 7 日付 厚生労働省 報道発表

化学分析箇所 鈴木敏純